宮内官僚 森林太郎

『帝諡考』から『元号考』へ

第六回

野口武則

諡号とは

宮内省図書頭の鷗外が執筆した『帝諡考』は、天皇が亡くなった後のおくり名（諡）の典拠を考証したものだ。鷗外の末弟・森潤三郎著『鷗外森林太郎』（丸井書店、一九四二年）によると、「図書頭に就任した当時、図書寮では帝諡考を編輯するや否やが問題になつてゐたさうであるが、兄は就任後直ちに編輯する事に決定した」という。就任からおよそ一年十カ月後の大正八（一九一九）年十月に脱稿し、死の前年の大正十（一九二一）年三月に宮内省から刊行された。

総論である冒頭の「第一　天皇追号の種類」で「天皇崩後の追号にして美刺の意義を有する者を諡と云ふ（中略）美刺の意義なき者は単に追号と書す」と、諡号と追号は別のものだと定義する。「美刺」は「善をほめ、悪をそしる」という（諸橋轍次著『大漢和辞典』修訂版、大修館書店、一九八四～八六年）意味だ。

つまり、諡号とは、親や先代の生前の業績を子孫が評価

して名付けるものである。祖先祭祀において重要な役割を果たし、亡くなった皇帝や王に諡号を贈ることで後継者としての政治的正統性を示すことができる。

古代中国の制度に由来する漢風諡号と日本独自の国風諡号（和風諡号）に分けられ、漢風諡号には根拠となるルールがある。古代中国で理想とされた周王朝の王の言行や制度が記された『逸周書』の一編である「諡法解」などに記されている。儒教の道徳観に基づき、事跡が素晴らしい「美諡」、平均的な「平諡」、悪い「悪諡」に分類される。

野村朋弘著『諡　天皇の呼び名』（中央公論社、二〇一九年）によると、諡法のランクには諸説あるというが、美諡は主に以下のものであると分類している。

神、聖、賢、文、武、成、康、獻、懿、元、章、釐、景、宣、明、昭、正、敬、恭、荘、粛、穆、戴、翼、襄、烈、桓、威、勇、毅、克、壮、圉、魏、安、定、簡、貞、節、白、匡、質、靖、真、順、思、考、顕、和、元、高、光、大、英、睿、博、憲、堅、孝、忠、恵、徳、仁、智、慎、礼、義、周、敏、信、達、寛、理、凱、清、欽、益、良、度、類、基、慈、斉、深、温、譲、密、厚、純、勤、謙、友、広、淑、栄、比、舒、賁、逸、退、偲、宜、哲、察、通、儀、経、庇、協、端、休、悦、容、確、紹、世、果

（※傍線は筆者。近代以降に日本の元号で使用された文字）

例えば、「文」であれば「学に勤しみ問いを好む」、「神」は「民能く名づくる無し」（人民が言葉に言い表せないほど素晴らしい）という場合に贈ると定められる。

初代天皇とされる「神武」の漢風諡号を見ると「神」も「武」も美諡で、神のような武徳を持ったという意味になる。また、「神日本磐余彦尊」という大和言葉をあてた国風諡号もあった。

一方、平諡は「懐、悼、哀、隠」、悪諡には「野、伐、荒、蕩、煬」などが使われる。王朝交代のあった中国では、新王朝の正統性をアピールするため前王朝の皇帝に悪諡を贈ることもあった。隋の二代皇帝に贈られた煬帝という諡号は、隋王朝を滅ぼした唐王朝によって付けられたため悪諡が使われた。一方、天皇家が古代から一貫して続くとされる日本では、天皇の漢風諡号には美諡のみが使用される。

幕末に復活した漢風諡号

平安時代初期までは漢風諡号と国風諡号をともに贈られた天皇が多かったが、五十代の桓武天皇（在位七八一～八〇六年）以後に諡号は徐々に使われなくなった。『帝諡考』は理由を「仏教の影響に因ること論なし」としている。以後、国風諡は「永廃」され、儒教に基づく制度だった漢風諡も「中絶」した。

一方、追号とは、後世による顕彰や賛美を含まず、地名

や寺院などに由来する呼称である。平安時代以降は一部例外を除けば、天皇の死後に贈られたのは追号である。例えば、譲位後の住まいに由来する嵯峨、淳和、清和、寺名に関係する円融、花山などがある。また、後白河、後鳥羽、後醍醐など、過去の追号に「後」を付けたものも多い。

諡号が復活するのは幕末になってからだ。『帝諡考』は「天保の末に至るに及びて漢風諡再興せられ、相継いで之を光格、仁孝、孝明の三帝に上られき。津田邦儀の如きは以て復古の盛挙と為す」と記す。

津田は加賀藩の学者。一一九代の光格天皇（在位一七七九～一八一七年）は長らく廃絶していた朝廷の儀式を復興させるなど、徳川幕府と衝突しながらも天皇や朝廷の権威の復活に努めた。最近では上皇様（平成期の天皇）の退位（譲位）が、光格天皇以来おおよそ二〇〇年振りだったことで注目を集めた。

「光」は美諡で「能く前業を紹ぐ」という意味になる。日本の天皇で「光」が使われたのは光仁（在位七七〇～七八一年）、光孝（在位八八四～八八七年）、光格の三人で、いずれも本流の皇統が途絶えた際、傍系の血筋から即位した。

光格天皇の追号で画期的だったのは漢風諡号に加え、「天皇」号も合わせて復活させたことである。平安時代以降、天皇は長らく「何々院」と呼ばれていたが、「諡号」＋「天皇」で呼ばれるのは約九〇〇年振りだった。

国内外での幕藩体制の危機によって朝廷や天皇が相対的に強くなった時代背景を受け、古代の律令国家における政治の中心であった天皇のイメージが復活した。幕末に尊皇攘夷思想が広がり、王政復古を掲げる明治維新へと進むことになる。

こうした流れの中で新政府が発足すると明治三（一八七〇）年、廃位させられるなどで過去に諡号が贈られていなかった天皇にも、顕彰のため新たに漢風諡号が贈られた。三十九代の弘文天皇（壬申の乱で破れた大友皇子）、四十七代の淳仁天皇、八十五代の仲恭天皇である。

ところが、『帝諡考』の総論部分にある「第三　本朝の漢風諡」は、以下のように記して閉じられる。

「明治天皇に至りて漢風諡再絶す」

諡号と追号を厳密に区別する鷗外から見れば、「明治」は漢風諡ではない。過去の三天皇に漢風諡号が贈られた明治三年から、逝去した天皇睦仁に「明治天皇」の追号が贈られた大正元（一九一二）年までの間に、諡号を巡り何か変遷があったのだろうか。

不可解な「英照皇太后」決定の経緯

連載第四回、第五回で紹介したように、鷗外が『帝諡考』を脱稿した翌年の大正九（一九二〇）年、「昭憲皇太后」

という追号を巡り政府内で騒動になった。明治天皇の皇后だった美子に「皇太后」という追号を誤って贈ってしまったのは、「英照皇太后」の先例を踏襲したからだった。過去の経緯をさかのぼってみたい。

孝明天皇の正妻だった夙子が六十四歳で亡くなったのは、明治三十（一八九七）年一月十一日である。近代国家として天皇に準じる三后（天皇の祖母である太皇太后、天皇の母である皇太后、天皇の正妻である皇后）の葬儀を初めて執り行うこととなり、今後の先例になり得る事態だった。明治天皇の母にあたり（実際の生母は別）当時は皇太后と呼ばれていたため、英照皇太后と追号された。

『明治天皇紀』の明治三十年一月三十日条によると、「英照」の出典は、中国唐代の政治家であり詩人でもあった李徳裕の漢詩「遙かに紫藤の垂れるを懐い／繁英は潭黛を照らす」である。咲き誇る藤の花が暗い水面に照り映える情景を詠じた。夙子は藤原氏を源流とする公家の九条家出身で、「藤」の印を日ごろ用いていたため、「藤に因み」引用した。

ただし、政府内で議論があった。「初め皇太后に諡号を上るべきの議あり」、明治天皇が文事秘書官長の細川潤次郎に調査、検討をさせた。『帝諡考』が記すように、幕末に光格天皇という漢風諡号が復活したことは「復古の盛挙」とされた。明治三年には廃位させられるなどした三人の天皇に漢風諡号が贈られている。皇太后にも諡号を贈るべきという議論は、復古に基づく維新という時代の流れの中から出てきたものかもしれない。

しかし、細川が天皇へ回答した内容は、要約すると以下の通りだった。

我が国では太皇太后、皇太后、皇后に諡号を贈った例は乏しい。国風諡号を贈った例はあるが、「天之高藤広宗照姫之尊」（桓武天皇の皇后）などと長い上に読み方が難しいため今日では不便である。「女院」や「院」と称する例はあるが、これは出家したことを示すものなので真の諡号ではない。古来の例では、姓の下に諱（貴人の本名）を加えるものだが、亡くなった皇太后のことを臣下が夙子と呼ぶのは恐れ多い。そこで、古来の例として甚だ多く使われた御所の名称を採って、「青山皇太后」と称するべきではないか――

『明治天皇紀』には「是の日、潤次郎の議を参酌して此の追号を定めたまふ」と記されている。しかし、生前の住まいであった青山御所の名称を使うのがふさわしい、という細川の意見は採用されなかった。結局、「初め皇太后に諡号を上るべきの議あり」という所に戻ったのか、漢風諡号のような追号が贈られることになった。

そもそもこの時は、称号を「皇太后」とすべきか、それとも「皇后」とすべきかについては議論になっていない。

夙子は孝明天皇の正妻だったものの、正式に皇后となる前に天皇が急死してしまい「準后」という位置づけだった。連載第四回で鷗外が宮内大臣に提出した〈図書頭文書〉の後半部分に従って古代中国の先例に基づけば、皇后にならずとも正妻の地位にあれば「英照皇后」とするのが筋である。

正式な皇后と見なさないのであれば、「英照皇太后」とすることもあり得るかもしれない。明らかな誤りである「昭憲皇太后」に比べれば、「皇太后」とするか「皇后」とするかは議論の余地がありそうだ。

だが、先例がない漢風諡号をわざわざ贈ろうとしたのは、故人を敬う強い思いがあったからであろう。あえて格下の準后と見なして皇后という称号を贈らないと判断するのは不自然だ。とすると、「英照皇太后」という追号も、鷗外が指摘するように「十分考へての上のことにあらず」に贈ってしまった可能性が高い。

明治時代は日本が近代国家として出発したばかりの過渡期だった。諡号か追号か、皇后か皇太后か、という皇室を巡る制度や原則が確立しておらず、ちぐはぐな対応になってしまったことは否めない。

諡号と一体化した元号の重み

連載第五回で前述したように、『倉富勇三郎日記』の大正九年八月六日条に、追号と元号を巡る議論が記されている。明治天皇の后に昭憲皇太后という誤った追号を付けたことについて、宮内次官の石原健三に対して倉富が「一と思ひに（中略）明治皇后と為す方宜しからん」と提案した。しかし、皇后が天皇より先に逝去したり、後妻として二人目や三人目の皇后を迎えたりすると不都合が生じるため、「年号を以て追号と為し難し」とその場で断念した。

歴史や漢籍の専門家ではない官僚同士の本気ともつかない会話だが、こんな浅薄な議論を鷗外が聞いたら何と思うだろうか。

さらに『倉富日記』の同年八月十一日条によると、「昭憲」はかつて中国で使用済みだったことを、追号の決定に関わった元宮内官僚の栗原広太が指摘したという。鷗外が親友の賀古鶴戸宛書簡一三八三（『鷗外全集』では「推定六月八日」、実際は十月八日）で「十分考へての上のことにあらず」などと憤慨するのは、こうした事情を知っていたからだろう。

倉富は問題の決着を聞いた十月十四日に、宮内省調査課長の南部光臣と交わした会話を日記に記した。南部によると、本来あるべき漢風の諡号なら「諡法」に基づいて徳を称賛する漢字を当てるが、「明治」はそうなっておらず、「明治天皇」と追号したことは適切でないという。宮内省御用掛の国文学者・関根正直も同じ意見だという。

これに対し倉富は、次のような主張をした。次代の天皇や臣下が、前天皇の徳を評価するのが間違いである。今の日本で使っているのは漢風諡号ではなく追号であり、「明治は唯年号の字を用ゐたるまでなり」。

南部と関根が典故に詳しい専門家、倉富が一般的に流布している考え方を代弁している構図だ。昭憲皇太后問題を通じて、「明治」は漢風諡号か、それとも単なる追号か、という根源的な問いが浮かび上がった。

鷗外の考えは、関根と同じだった。賀古宛書簡一三八三で、昭憲皇太后に先例がない漢風諡号を贈ったのなら、「何故に明治天皇に真の諡を上らざるか」と疑問を呈した。そして「元号（年号）は世間に何の名の上にも冠するものにて尊貴なる御尊号とするには不似合にはあらずや」と続けた。

前述のように鷗外は『帝諡考』で「天皇崩後の追号にして美刺の意義を有する者を諡と云ふ」と定義し、追号とは別だとしている。

明治天皇が逝去した際、『明治天皇紀』の大正元年八月二十七日条は「先帝を明治天皇と諡してたてまつる」と記す。つまり、公式記録として「明治」は諡号である。ただし、元号をそのまま諡号とするのは「和漢其の例を見ず」という。「明治」の二字が選ばれたのは、「先帝四十五年間の大業を表彰するに足るべき適恰せる文字を得ること容易ならず」というので、「先帝治世の元号は、最も聖績を徴象する」からだと説明している。

明治時代は幸いなことに「大業」「聖蹟」と言える時代となった。しかし、これを新たな先例にすると、以後の時代で災害や戦乱などが相次いだ場合、不幸な時代だと人々に記憶された元号が、天皇の追号になることもあり得る。

明治時代の始まりに伴い一世一元制を採用した際、元号は将来の天皇の諡号（追号）とまだイコールではなかった。

天皇に追号を贈る手続きを定めた皇室喪儀令を作成する際、明治三十五（一九〇二）年十二月八日の段階では公式解説書である皇室喪儀令義解の再修正案に「皇室典範一世一元の制に因り元号を以て之に充つるも亦妨なかるべし」との文言があった。宮内公文書館が所蔵する「皇室喪儀令関係」という史料で確認できる。しかし、明治三十九（一九〇六）年に帝室制度調査局総裁の伊藤博文が明治天皇に皇室喪儀令案を上奏した定本では、この文言は削除されている。

元号と追号の関係について政府内で議論はあったものの、元号を追号として使用しても支障はないという選択肢の一つであって、義務付けるものではない。それすら結局、採用されなかった。

元号と追号（諡号）が初めて一体化したのは、天皇睦仁の追号を「明治」と決定した時である。これが新たな先例

となることによって、元号には将来、天皇の追号にもなるという新たな意味が加わり、今日まで続いている。今まで以上に元号の重みが増したという自覚が当時の政府や宮内省にあっただろうか。直前の大正改元が急ごしらえだった様子からは伺えない。

なぜ『元号考』が「最大著述」なのか

明治も大正も過去に使用済みで「不調べ」だと鷗外は知っていた。今後も元号が天皇の追号となることが続けば、当時の天皇に将来贈られる追号は「大正天皇」となり、不完全なものになってしまう。

鷗外は昭憲皇太后問題に関わったことで、こうした思いをより一層強くした。鷗外が想定していたのは、「美刺の意義を有する」諡号であり、単なる追号ではない。しかし、倉富が日記に記したように、「明治」は実質的には単なる追号となってしまった。

ならば、帝室博物館総長兼図書頭という立場にある自らが、完璧な次の元号を用意するしかない。そうすれば、将来の天皇に贈られる追号を、間違いのない真の諡号とすることができる。死期が迫る中で『元号考』を「最大著述」（大正十一年五月二十六日の賀古宛書簡）と位置づけたのは、こうした背景が考えられる。

鷗外は、皇統譜に「昭憲皇后」と正しい追号を記すよう自らの職分の範囲内で提案した。しかし、宮内省に受け入れられなかった。そのため残りの人生を『元号考』の完成に注力することになる。

鷗外の死後、業務は図書寮編修官・吉田増蔵に引き継がれた。大正に代わる新たな元号として吉田が完成させたのが「昭和」である。この二文字を見て気がつく事はないだろうか。

本号の冒頭に記した美諡の一覧を見て欲しい。「昭」も「和」も共に美諡にあたる。

『逸周書』の一編である「諡法解」には、「昭」の諡号としての字義ついて「昭徳有労（徳が昭かで功績があった）」「威儀恭明（立ち振る舞いが厳かで、恭しく聡明であった）」「聖聞周達（すぐれた評判が遠方まで伝わった）」の三つを挙げる。

「和」は『逸周書』の「諡法解」に記載がないが、中国・北宋の文人だった蘇洵の著書『諡法　巻二』に、「柔遠能迩（遠くの国も近くの国も柔んじた）」「号令悦民（号令を掛けると民が悦んだ）」「不剛不柔（剛強でなかったが、軟弱でもなかった）」「推賢譲能（賢者を推し、才能ある者に譲った）」の四つが挙げられている。（※現代語訳はいずれも巻末の参考文献を基に筆者）

生前の業績を振り返って評価するという本来の諡号ではなく、これから即位する天皇の治世への期待を込めるとい

う意義に転換してしまうのはやむを得ないだろう。だが、過去に元号として使用例がないだけでなく、天皇の諡号にもなり得る完璧な元号だったのだ。「何故に明治天皇に真の諡を上らざるか」（大正九年の賀古宛書簡一三八三）という鷗外の思いを、吉田が新元号に込めたのだろうか。

美諡は元々縁起のいい意味を持つ漢字のため、元号で使われる文字と重なる。とはいえ単なる偶然とは思えない。ちなみに、「平」「令」は美諡には含まれない。天皇に真の諡号を贈るべきだという鷗外の問題意識は、平成や令和という元号には引き継がれなかった。

『普請中』の近代国家

話は鷗外が陸軍省医務局長を務めていた明治四十三（一九一〇）年にさかのぼる。この年に発表した小説『普請中』は、渡辺参事官という中年の官僚が、若き日に留学先で親しくしたドイツ人女性と日本の西洋風ホテルで再会する一場面を描いた。ドイツに留学した官僚・太田豊太郎とドイツ人女性・エリスの悲恋を描いたデビュー作『舞姫』の後日譚として読める一方、日本の近代化に対する批判も込められている。

渡辺はソファに腰を掛けて、サロンの中を見廻した。壁の所々には、偶然ここで落ち合つたといふやうな掛物が幾つも掛けてある。梅に鶯やら、浦島が子やら、鷹やら、どれもどれも小さい丈の短い幅なので、天井の高い壁に掛けられたのが、尻を端折つたやうに見える。食卓の拵へてある室の入口を挾んで、聯のやうな物の掛けてあるのを見れば、某大教正の書いた神代文字といふものである。日本は芸術の国ではない。

（中略）

「それが好い。ロシアの次はアメリカが好からう。日本はまだそんなに進んでゐないからなあ。日本はまだ普請中だ。」

「あら。そんな事を仰やると、日本の紳士がかう云つたと、アメリカで話してよ。日本の官吏がと云ひませうか。あなた官吏でせう。」

「うむ。官吏だ。」

※大教正＝神道布教のために明治政府が制定した教導職十四級中の最高位。明治五（一八七二）年四月二十五日に始置され、明治十七年八月十一日に廃止された。

※神代文字＝漢字渡来以前、神代から日本にあったといわれる文字。江戸時代に平田篤胤（一七七六～一八四三）など一部の国学者の間で存在説が盛んにとなえられたが、現代では後代の偽作として否定されている。

〈『普請中』の本文と注釈は『鷗外近代小説集　第二巻』（岩

波書店、二〇一二年）より引用〉

明治維新は英語で「復興」と訳され、今ある体制を壊して全く新しい体制に改める「革命」ではない。最後の将軍・徳川慶喜による大政奉還を受けて慶応三（一八六七）年に出された「王政復古の大号令」は、「神武創業の始に原き」天皇を中心とした政治に戻ることを宣言した。江戸幕府だけでなく長らく続いた武家政権の時代を否定し、祭政一致で天皇が自ら政治を行った時代へ回帰するというのだ。

ただし、初代の神武天皇は神話の世界の話である。それに「原き」と言われても、新政府の高官でさえ具体的にどのような治世だったかは知りようがない。実際の国家形態は奈良時代の律令国家の制度を模した。明治二（一八六九）年の官制改革では、古代の大宝令にならって神祇官と太政官の二官が置かれ、神祇官は官制の最高位に位置づけられた。大蔵省、文部省、宮内省など新政府の官職名は、律令制の名称を復古させたものだ。鷗外が勤務した図書寮も同様である。

開国や文明開化を進める際、「復古」を同時に行ったのが近代日本だった。西洋列強と同等な近代国家だと認めてもらおうと制定された大日本帝国憲法は、外国の制度や思想を単に輸入したものではない。伊藤博文の名で出版された公式解説書『憲法義解』では、「万世一系」の天皇を中心とした近代国家の根拠として、日本最古の歴史書『古事記』、朝廷の公式な歴史書『日本書紀』、律令の解説書である『令義解』などがふんだんに引用されている。新政府が統治の正統性を強調するために国家の中心に据えた物語は、奈良時代に編纂された日本書紀や古事記に記された神話だった。

また、「律」（刑法）、「令」（行政法）や朝廷儀礼は中国の制度をモデルにしたものである。漢文で日本書紀を編纂し、神武天皇以下に漢風諡号を一括で贈ったとされるのも、この時代だ。

「旧制を改易」（明治改元の詔書）して新たに採用した一世一元制は、中国の明・清王朝に倣った。中央集権の新たな体制を作るために行われた廃藩置県は、中央から地方に派遣された役人が統治を行う古代中国の郡県制が参考にされた。ただし、郡と県の位置づけが日本と中国では逆である。「復古」と言っても、ある時は神武天皇の時代への回帰、ある時は別の時代や中国王朝の援用と、ご都合主義だった。

外形上は伝統に基づく体裁を整えたように見える近代国家の舞台裏は、つぎはぎだらけで「普請中」だった。洋行経験のあるエリート官僚の鷗外は、天皇を中心とした国家が「創られた伝統」であることを承知している。そして、その伝統を創り、守る側にいた。歴史的な根拠が不確かだったり、不調べだったりすることが、鷗外にはよく見えてい

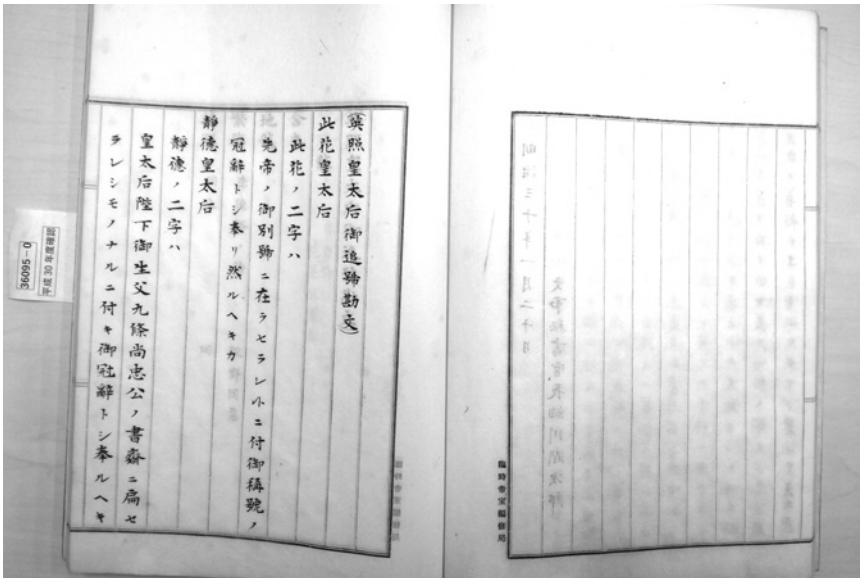
英照皇太后御追号勘文
此花皇太后
此花ノ二字ハ
先帝ノ御別号ニ在ラセラレルトニ付御稱號ノ
冠辭トシ奉リ然ルヘキカ
静徳皇太后
静徳ノ二字ハ
皇太后陛下御生父九條尚忠公ノ書齋ニ扁セ
ラレシモノナルニ付キ御冠辭トシ奉ルヘキ

孝明天皇の正妻の追号を勘文した際に候補として出された「此花」と「静徳」＝宮内公文書蔵の「内大臣文書五」

た。

『普請中』の舞台である築地精養軒（つきじせいようけん）ホテルは、外見も内装も西洋風で近代的である。ところが、天井の高さに不釣り合いな大きさの日本風の掛け物や、歴史的な根拠が怪しい神代文字が飾られている情景は、近代国家日本のちぐはぐさを象徴しているようだ。

小説という表現を借りたとしても、陸軍医トップとして国家の不備を直接的な表現で指摘するのは差し障りがある。主人公の渡辺参事官が見た「日本は芸術の国ではない」という情景は、「日本は歴史の国ではない」という暗喩だったのかもしれない。日本の近代化に対するこのような問題意識が、後年に昭憲皇太后問題で激しい憤りに駆られた背景にあるのだろう。

公文書に記された「股野同意」

昭憲皇太后問題の出発点となったのは、明治三十一（一八九八）年に決定された英照皇太后という追号だった。公式記録からは経緯が分からないため、筆者は宮内公文書館の史料を調べることにした。鷗外につながるものは何か出てくるだろうか。

英照、昭憲両皇太后がそれぞれ亡くなった時期を中心に関連しそうな文書を閲覧する中、『明治天皇紀』明治三十年一月三十日条の基になったとみられる細川潤次郎文事秘

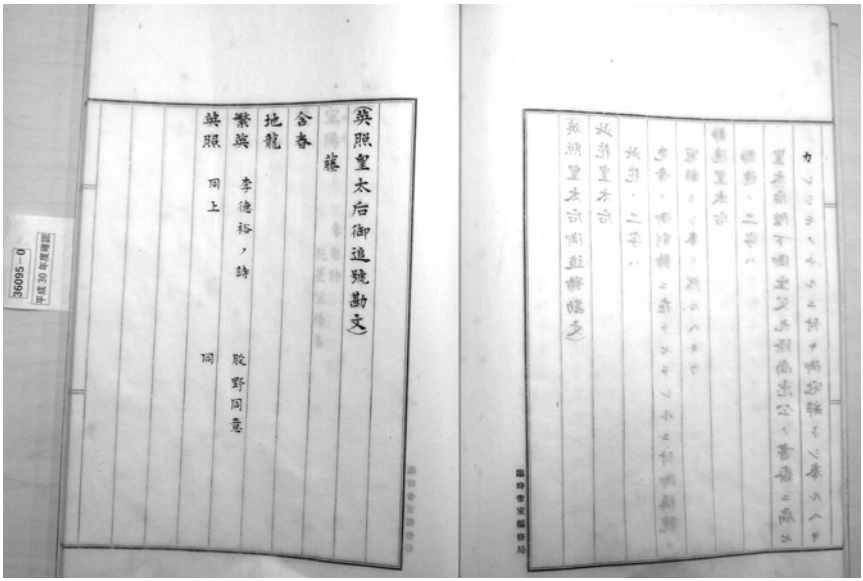

追号を勘文した際に考案された候補。「繁英」と「英照」の下に「股野同意」と記され、英照皇太后と決定した＝宮内公文書蔵の「内大臣文書五」

書官長の意見書が収録されている文書を見つけた。「内大臣府文書五／大正九年写」と題する文書で、『明治天皇紀』を編集するために宮内省に設けられた臨時帝室編集局が収集した史料である。

追号（諡号）に関して最も早い一月二十日の日付で細川が記した文書は「皇太后に御諡号を上るべきや否やの議」と題したものだが、話の発端として誰からどのような検討の指示を受けたのかは特定できない。ただ、文書の冒頭に「此文書は明治天皇御手許（おてもと）の書類にして徳大寺侍従長（とくだいじ）の御預をしたるもの今内大臣府に保管す」と記されており、あるいは明治天皇本人の指示だったのかもしれない。

細川の提案内容は『明治天皇紀』の通りだが、それがどのように処理され、なぜ「青山皇太后」が採用されなかったのかを記した文書はない。

ところが、文書をめくるうちに「（英照皇太后御追号勘（かん）文（もん））」とページの冒頭に書かれているのが目に入った。「勘文」とは、朝廷の諮問にこたえて専門家が報告をすることで、元号の勘文なら学者が元号の候補案を提出することを意味する。とすると、この文書には「英照」の選定過程が記されているはずだ。文書は計四枚あり、想定通りに選考に上った諡号案が複数記されていた。

まず、最初のページに記された「此花」は「先帝の御別号」、次いで「静徳」は孝明天皇の正妻だった夙子の父・

九条尚忠の書斎に飾られていた文字だという。

二ページ目は「藤」と書かれ、「含春」「地龍」「繁英」「英照」の四案が挙げられる。「繁英」の下に「李徳裕の詩」「股野同意」と記され、左隣の「英照」の下にも「同上」「同」と書かれる。

三ページ目は「宜陽」「宜春」「天春」「英照」「藤清」の五つで、「宜陽」の下に「李白詩／花蔓宜陽春」と記される。四ページ目は「延英」「栖霞」の二案。ちなみに、この四枚の文書に諡号に関する記述はないが、「英」の字は美諡にあたる。

最終的に「英照」が選ばれたが、「股野同意」とはどういうことか。明治三十年の『職員録』（印刷局）をめくると、文事秘書局の欄に秘書官長の細川とともに、「秘書官　股野琢」と記されている。連載第一回、第二回で紹介したように、鷗外の前任の帝室博物館総長だった股野である。諡号案の検討を指示された細川が、漢詩人として著名だった股野と相談し、「繁英」「英照」でよいと股野の同意を得た上で、最終的に「英照」と決定した過程が読み取れる。

「昭憲」考案にも関与した股野

次に「昭憲皇太后」の決定過程も見てみよう。『昭憲皇太后実録　下巻』（吉川弘文館、二〇一四年）の大正三年五月九日条は、大正天皇が「追号を昭憲皇太后と称し奉ることを告げたまひ」と追号奉告の儀の様子が簡潔に書かれ、典拠として儒教経典である易経の「君子は以て自ら明徳を昭かにす」と、書経の「惟聖時に憲る」（聖王はそれに則って教えを示す。※現代語訳は新釈漢文大系『書経　下』より）が挙げられているだけだ。『大正天皇実録』も同様の記述で、どのような経緯で誰が検討、考案したのかは記されていない。

これに対し、当時の新聞報道の方が詳しい。東京日日新聞（現在の毎日新聞）五月十日朝刊七面に「昭憲皇太后と追号しまつる／聖上親しく奉告文を奏させ給ふ」と二段見出しの本文に、波多野敬直宮内大臣による宮内省告示が引用されている。この別項として「故太后宮の御坤徳を頌し奉る／昭憲御号の因由／股野琢氏談」という一段見出しの別項記事も以下のように掲載されている。

「故皇太后宮御追号の御選定に就ては自分等が下調をしたのである、参考にした書物は和漢に渡り非常に多かつたが却々恰好な文字がない。偶好いのがあると既に故人について居るには困つた、昭徳なども其一例で皇太后宮を頌徳し奉るには誠に適当な字句と思つたが好く調べてみると徳川十四代将軍の諡号となつて居ると云ふ様な次第で種々詮考の結果遂に今日御発表になつた「昭憲」に御決定相成つたのである（以下略）」

故人に対する称号は「皇太后」か「皇后」かという問題

●昭憲皇太后と追號しまつる
聖上親しく奉告文を奏さる給ふ
昭憲皇太后
▲昭憲皇太后の出典に就て
宮内省公示
▲故太后宮御坤德を頌し奉る

昭憲皇太后と追号が決定したことを報じる大正三年五月十日の東京日日新聞朝刊七面。右下の別項に股野琢の談話が掲載されている

はこの時もまだ生じておらず、記事は「皇太后」を前提として紹介している。一方、出典の一つとして「博(ひろ)く聞き多く記すを憲と曰う（諡法）」も挙げ、「憲」が美諡であることが意識されている。股野は「自分達が下調をした」と記者に解説した。

股野の当時の肩書は内大臣秘書官長兼帝室博物館総長。「英照」に続き、なぜ股野が考案に関与したのか。文事秘書官、内大臣秘書官長という肩書を手掛かりに探ってみたい。

帝室博物館総長兼内大臣秘書官長を務めた股野琢の肖像＝宮内公文書館蔵

近代漢学官僚の系譜

宮内省に文事秘書局が設置されたのは明治二十三（一八九〇）年のことだ。大日本帝国憲法と旧皇室典範が制定された翌年にあたる。文事秘書局官制で文事秘書官長の職務は「旨を奉じ文事に関する内廷の文書を管掌す」と定められる。「内廷」すなわち宮中内部の文書を管理する担当官の長だ。この時はまだ、天皇を「常時輔弼」する内大臣とは別組織となっている。

明治四十（一九〇七）年の皇室令によって「内大臣府」が制定されると文事秘書局が吸収され、より体系的な制度に整備された。文事秘書官長の名称は内大臣秘書官長に変わった。

内大臣府官制は以下のように定める

第一条　内大臣府に於ては御璽、国璽を尚蔵し、詔書、勅書其の他内廷の文書に関する事務を掌る

（中略）

第五条　秘書官長は一人勅任とす。文書の事を掌理す

第六条　秘書官は専任三人奏任とす。文書の事及庶務を分掌す

元々内大臣の所管だった御璽、国璽の尚蔵が加わり、文事秘書官長が扱うとされた「文事に関する内廷の文書」について、内大臣府では「詔書、勅書其の他内廷の文書」と明確化された。こうした天皇に関する文書を管理する責任者が内大臣秘書官長で、その事務を支えたのが秘書官だった（松田好史『内大臣の研究　明治憲法体制と常時輔弼』吉川弘文館、二〇一四年）。

大正期の内大臣秘書官長の職務について、政治学者の永井和氏は「後の昭和天皇の時代とは違って、この時期の内大臣秘書官長は内大臣の政治秘書ではなくて、もっぱら天皇の文書の起草や推敲をおこなうことが主たる職務であった」（『倉富勇三郎日記　第一巻』の解説）と指摘する。勅書などを作成するために漢籍の知識が求められたのだ。

文事秘書官長の初代（一八九〇～一八九三年）は井上毅。大日本帝国憲法や旧皇室典範、教育勅語、軍人勅諭などの起草に関わった官僚、政治家だ。天保十四（一八四三）年、熊本藩の武家に生まれた。明治政府の制度設計に携わった世代は、幕末に藩校などで漢籍をたたき込まれた上で、成人した後に洋行し、西洋の思想、制度を学んでいる。明治国家の骨格となった多くの文書は漢文訓読体で記された。

二代目（一八九三～一九〇八年）の細川潤次郎は法務官僚で、さまざまな法律の起草に携わった。天保五（一八三四）年に土佐藩の儒者の家に生まれた。井上より年長で、幕末には藩校で教授を務めていた。孝明天皇の正妻だった夙子が亡くなった際、「英照皇太后」の追号を考案したの

野口　武則（のぐち・たけのり）氏
1976年生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。代替わり取材班キャップ、政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記　近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和　改元の舞台裏』（毎日新聞出版）。

は先述の通りだ。細川の下で文事秘書官を務め、追号について相談を受けたのが股野だった。

そして組織改編で内大臣秘書官長に改まると、股野が細川の後を継いだ。大正改元、大正天皇即位礼の勅語作成など近代国家で初の代替わりに関わる大事業をこなし、その後も昭憲皇太后の追号を手掛けた。漢籍の知識に基づき勅書や詔書を日常業務として作成する官僚にとって、追号（諡号）や元号の考案に関わるのは必然のことだった。

大正六（一九一七）年十二月、股野が内大臣秘書官長兼帝室博物館総長の職から退くこととなった。その穴を埋めるように、漢学官僚の系譜を継いだのが鷗外である。

股野の退任後、日常的な勅書作成などの業務は、宮内省総務課長の近藤久敬（ひさたか）が内大臣秘書官長を兼任しながらこなしていたようだ。だが、鷗外も大正二年から臨時宮内省御用掛として皇室関係の文書の起草や添削を行っており、帝室博物館総長兼図書頭に就任後も続けていた。万が一の事態となれば、諡号や元号を考えなければいけないという職責を自覚していたに違いない。

だからこそ、大正九（一九二〇）年に昭憲皇太后の追号を巡り、歴史的根拠の正しさよりも政治的な体面を優先して迷走した政治家や高官の振る舞い目の当たりにすると、賀古宛書簡一三八三で激しい憤りを書き連ねたのだろう。

漢籍の知識を生かして近代国家の体裁を整える股野のような漢学官僚の業務は、鷗外、そして吉田増蔵へと引き継がれた。その後、第二次世界大戦の敗戦を機に一旦は途絶えながら、今日まで密かに続いている。連載第一回で紹介したように、鷗外の墓がある東京都三鷹市の禅林寺近く開かれた論語の勉強会に参加し、令和改元に関わった内閣官房兼国立公文書館の官僚もその系譜に連なる一人である。

〈参考文献〉

田中彰『日本の歴史　第24巻　明治維新』小学館、一九

七六年

小野沢精一『新釈漢文大系26　書経　下』明治書院、一九八五年

石川忠久『新釈漢文大系112　詩経　下』明治書院、二〇〇〇年

臼井勝美、高村直助、鳥海靖、由井正臣編集『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、二〇〇一年

松尾正人編『日本の時代史21　明治維新と文明開化』吉川弘文館、二〇〇四年

黄懐信、張懋鎔、田旭東撰、黄懐信修訂『逸周書彙校集注　下册』上海古籍出版社、二〇〇七年

藤田覚『幕末の天皇』講談社学術文庫、二〇一三年

遠山美留男『名前でよむ天皇の歴史』朝日新書、二〇一五年

次回は「第七回　なぜ山県有朋に近づいたのか」